

社会科における人権教育の考察

- 同和問題を中心として -

岩佐 祐作

1. 論文構成

- 序章 問題の所在と研究の目的・方法
 - 第1節 問題の所在
 - 第2節 研究の目的と方法
 - 第3節 論文の概要
- 第1章 人権問題・人権教育の考察
 - 第1節 差別意識の形成についての考察
 - 第2節 日本における人権問題
- 第2章 同和問題の経緯・変遷
 - 第1節 同和問題の歴史
 - 第2節 同和問題の現在
 - 第3節 社会科における人権教育の扱い
- 第3章 同和教育実践の分析と考察
 - 第1節 学校における同和教育実践の分析と考察
 - 第2節 社会科における同和教育実践の分析と考察
 - 第3節 人権教育としての同和教育の要点の考察
- 第4章 社会科における同和問題を扱った授業の構想
 - 第1節 小学校社会科における人権教育の単元計画
 - 第2節 同和問題を扱った授業実践の本時案
- 終章 研究のまとめと今後の課題
 - 第1節 研究のまとめ
 - 第2節 今後の課題

2. 問題の所在と研究の目的

(1) 問題の所在

現代の日本では、1948年の国連における世界人権宣言採択により、人権教育の推進が図られることとなった。しかし、未だに人権問題は数多く存在しており、人権問題の解決のためにも人権教育が果たすべき意義は大きいと言える。筆者は、その中でも社会科における人権教育を構想していく。社会科の様々な分野において人権問題を扱っていくことによ

って、社会科教育が人権教育として寄与する影響は多大なものになると筆者は考える。本論文において社会科における人権教育を行っていくための事例として、同和問題を中心に扱って研究していく。

同和問題は日本固有の人権問題であり、古来より継続して現在まで引き継がれてしまっているものである。同和問題に対しては、日本が国として行政上の支援策を打ち出してきたが、同和問題自体が完全に解消したわけではなく、依然として存在している。各都道府県が行った人権意識調査を見ても、同和問題に対する特別対策が終わった現在においても未だ同和問題が残っていると考えている人が存在していることがわかる。このような現状にある同和問題だが、“寝た子をおこすな”論という、教育において同和問題を扱わないことによって同和問題が自然消滅していくのではないかという消極的な意見も存在している。これに対し筆者は反対であり、同和問題の根本的な解決のためには同和問題の現状を理解し、同和問題に対する意識を変えていくことが重要だと考える。

上述した理由より、社会科における人権教育として同和問題を扱うということは、長く続いている歴史的な側面や、現在も継続しているという公民的な側面からも人権問題を考えていくことができる事例であると言える。

(2) 研究の目的と方法

本研究では、日本の歴史の流れの中で今もなお受け継がれている人権問題である同和問題を事例として、社会科教育においてどのようにして人権教育を行っていくことができるのか追究することを目的としている。

方法としては、まず人権問題が発生している原因である差別意識が発生する理由を考察し、人権教育における視点を明確化する。そして、日本における人権問題の内容や、日本の国際社会における人権問題への取り組みはどの程度発展しているのか分析し、現行小学校学習指導要領解説社会編と中学校学習指

導要領解説社会編を基に現在の社会科教育における人権教育の位置付けを考察していく。次に、同和問題がどのようにして続いてきているのか、主に研究者のまとめた文献を用いて歴史的な流れを概観する。同和問題の歴史的な位置付けを把握した後に、国民の意識調査や各自治体で行われている県民の意識調査、えせ同和問題に対する取り組みについて考察し、同和問題の現状や問題を把握する。その後、学校で行われている同和教育実践について、小学校と中学校に分けて分析・考察を行う。この時に、社会科を除いた各教科・領域における同和教育実践を分析・考察した後に、社会科における同和教育について分析・考察を行っていく。

3. 論文の概要

(1) 第1章

差別意識は、以下の3要素が絡み合って形成されていると筆者は考える。

①差別を生み出す集団意識のカテゴリー化

②被差別者へのステレオタイプ

③差別表現・差別事象の忘却

①に関しては、集団の意識と同調していく現象であるカテゴリー化が日常生活において行われることによって、集団の中に同化した1人の人間が出来上がっていく。一度集団へのカテゴリー化がなされてしまうと、集団への依存心や帰属意識によって、集団の差別意識に対して反対の立場をとることが困難になってしまう。個人が集団の1人としてカテゴリー化されていく過程の中で差別意識が広がっていき、集団の差別意識が個人の差別意識として同化されていく。そこでは、集団に対する依存心が強ければ強いほど、集団の意識が個人に伝わりやすくなり、差別意識が広がりやすくなっている状況にあるといえる。

②に関しては、①におけるカテゴリー化がなされていく過程において、ステレオタイプによるカテゴリー化も同時に発生していると筆者は考える。ステ

レオタイプについて説明すると、日本人だから生真面目、イギリス人だから紳士的といったような、多くの人の共通認識のようにになっているイメージの事である。例として挙げた国民性であっても、全員が全員そのような特性をもっているということはいふことができない。ステレオタイプとしてひとくくりにする事の恐ろしさは、区分することが難しい問題や一概に決め付けることが不可能な事柄について、単純化や一元的な決め付けを行うことにより、1つの集団の中でも存在しているはずの構成員の個性を見ないようにするということである。被差別集団の構成員の個性を見ないことにより、自分が所属している集団の中で同一化された差別意識をそのまま被差別集団全体にぶつけるようになり、被差別集団全体への差別事件が発生していってしまう。

③に関しては、序章において述べた”寝た子をおこすな”論のように、人権問題につながる表現に触れないことによって、人権問題の記憶が消されていくことである。筆者は差別表現を過度に、悪意ある形で使用しないようにしていく取り組みについては大いに賛成であるが、差別表現の存在自体を消していくことに対しては反対である。過去にどのような言葉があり、それがどのような意味で用いられていたのか知ること、人権について考えていく際に重要である。人権問題の記憶を忘却することによって、過去の人権問題の反省を踏まえて未来に踏襲していくことができなくなってしまう。

以上の3要素を人権教育によって改善していくことが必要であると筆者は考える。①、②、③のそれぞれの要素について人権教育で扱っていくことによって、差別意識を解消していくことが可能になる。

(2) 第2章

同和問題は、日本の歴史の流れの中で古くから存在している問題である。同和問題は、明治以降、特に1965年の同和対策特別審議会答申を皮切りにして行政からの特別対策が行われることとなった。序章で述べたように、この特別対策は2002年までに

すべて終了し、総務省からは同和問題が解決されたという宣言まで出されることとなった。同和問題が解決されたといわれるようになった現在においても、人権課題の1つとして支援が行われ、行政からの不平等が問題となっている逆差別が発生するという状況に陥っており、同和問題が完全に消えたとは言い難い。また、同和問題に対する人々の恐怖心や無知を利用したえせ同和問題や、同和問題に対して反抗する為に被差別者が暴力事件などの人権侵害を行ってしまうという事実があり、同和問題が他の人権問題に波及してしまっている現状である。

このような現状にある中で、小学校・中学校学習指導要領解説社会編において同和問題がどのように扱われているのか分析した。小学校段階の歴史的分野では、江戸時代における身分制度の成立や明治時代における四民平等といった歴史的な事実を理解することに留められている。公民的分野では、日本国憲法における基本的人権の尊重と結びつけ、憲法に規定されているにも関わらず現在も継続している人権問題として同和問題を扱うことができるというものであった。中学校段階の歴史的分野では、小学校段階において扱った内容をさらに深化させるような指導について記されている。公民的分野では、基本的人権の尊重と関連させて扱うことはもちろんのこと、個人の尊厳と1人1人が平等な人間として尊重されることについての指導において、それが守られていない事例として扱うことができる。小学校段階との大きな違いとなっている部分は、民主的な政治体制の中では基本的人権の尊重が必要事項となっており、基本的人権の尊重という理念が現代社会において発展的な理念であることを理解させることが盛り込まれている部分である。基本的人権の尊重が守られる状態になってこそ、日本が民主的な政治を行っていくことができるということに気付かせていくこととされている。

(3) 第3章

現在も文部科学省における人権教育指定校や各県

の教育委員会において、同和問題を扱った人権教育について様々な実践が行われている現状にある。本章では、それらの実践を分析し、現在の同和問題を扱った人権教育がどのような視点で行われているのか、第1章で設定した視点を基にして考察していった。現在行われている同和問題を扱った人権教育実践を分析すると、社会科教育における人権教育として取り入れるべき要素と配慮すべき要素をまとめることができた。

社会科教育の中の人権教育として取り入れる要素としては、以下の3点が挙げられる。

①実際の事例を扱った実践

②家庭・地域との連携

③様々な視点からの考察

①に関しては、実際発生していた、あるいは現在も発生している差別事例を取り上げることによって、実践の内容に対して切実性をもつことができるようになる。特に、社会科においては各分野におけるそれぞれの特性を活かしながら人権問題の事例を扱っていくことが可能である。分野における特色を活かしつつ差別事例について扱っていくことによって、様々な差別が存在しており、現在も引き続き行われている差別も存在しているということに気付かせる実践につなげていくことができると筆者は考える。

②に関しては、学校と家庭、地域間における連携をとることによって、一貫した人権意識の下に人権教育を行っていくことが可能になる。保護者会や学級通信などの、学校における人権教育の理念を外部に伝えていく手段を有効に活用し、連携を呼び掛けることで、地域に住む1人1人が差別を許さないという共通理解の下で人権教育を行うことが可能になる。

③に関しては、差別の構造は差別者と被差別者という二項対立図式ではなく、周囲に傍観者や観衆といった第三者が存在することで差別の図式が作られている。そのような現状において、差別者と被差別者のみに焦点化した実践を行っても差別の構造や実

情を理解することは不可能である。様々な人の想いを扱って実践を行っていくことにより、人権問題が様々な人の想いが介在しているために解決が困難になっているという現状を理解することができる。多面的・多角的な視点から理解することによって、実践において人権問題を扱っていく中でさらに深く考察していくことが可能になると筆者は考える。

社会科教育の中で人権教育を行っていく際に配慮すべき要素としては、以下の3点が挙げられる。

①家庭への連絡

②子どもへの配慮

③被差別者に対して共感的な実践の過多

①に関しては、上述した取り入れる要素の②とも関わるが、学校教育の中で行う人権教育について、保護者に対して理解を求めることが必要であると筆者は考える。保護者の中には、学校で行っている人権教育に対して好意的に受け止める人ばかりではない。人権教育について、事前に保護者との相互理解を図らなければ、円滑に人権教育を進めることができなくなる。学校における人権教育の指針を保護者に伝え、あらかじめ人権教育に対する相互理解を図ることによって、人権教育を円滑に進めていくことが出来るようになる」と筆者は考える。

②に関しては、子どもによっては実践の中で扱っていく人権問題について過去に関わりがあったり、自分や親族が現在も関わっているといったような、人権教育を扱っていく際に配慮を要する場面が存在すると筆者は考える。人権問題を扱う際には、子どもの実情を把握することによって人権教育が人権を侵害するような事態にならないように留意することが必要である。

③に関しては、同和教育実践の分析を通して、各実践が被差別者に共感するという内容がほとんどであるという現状を知ることができた。しかし、被差別者が行った行動に対して批判的に考察していくことも必要なのではないかと筆者は考える。被差別者が差別を撤廃しようとした人権侵害事件について

も扱うことによって、人権問題によって連鎖的に別の人権問題が発生している現状について考えることができる。被差別者による人権侵害を扱うことによって、差別の連鎖という視点から差別意識を改善していく必要性について考えさせていくことも可能であると筆者は考える。

以上の視点を用いて社会科における人権教育を構想することによって、差別意識をなくし、人権問題を解消するという意識をもった子どもを育成していくことが可能になると筆者は考える。

(4) 第4章

第4章では、本論文において分析・考察してきた内容を踏まえて単元の構想と授業案の構想を行った。単元は小学校学習指導要領解説社会編の第6学年「(2)イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。」に該当する部分とした。日本国憲法における基本的人権の尊重を指導する際に、基本的人権が尊重されていない事例として同和問題を扱うことによって、基本的人権の尊重が徹底されていないことを理解するための具体例としている。

4. 今後の課題

今回の研究において筆者が感じた課題は、2点存在している。

1点目に、小学校と中学校が相互に連携をしている事例を扱うことができなかったことがある。小学校段階と中学校段階を個々に分けて分析を行ったが、校種における連携で人権教育が進められている場合も存在していると筆者は考える。

2点目に、社会科と他教科が連携をしている事例を扱うことができなかったことがある。人権教育は、1つの教科・領域だけでできるものではなく、教育活動全体を通して行われているものである。個々で人権教育を見るのではなく、学校における全体計画として人権教育を分析することも今後の課題として提示し、研究に努めていきたい。